

平成31年度
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

平成31年度
電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金

Ⅱ.設備単位

補助対象設備 型番登録要領

平成31年4月

1. 型番登録の目的		
1-1	はじめに	3
1-2	型番登録の目的	4
1-3	型番登録対象となる設備区分	4
2. 型番登録の概要		
2-1	型番登録申請者の条件	5
2-2	型番登録にかかる期間	5
2-3	申請から登録完了までの流れ	6
3. 申請書類の作成及び提出		
3-1	申請に必要な書類	7
3-2	申請書類の作成	7
3-3	申請書類の提出	9
3-4	問い合わせ先	9
4. 製品型番登録に関する注意事項		10
5. 補助対象設備登録申請書		11
6. 補助対象設備の範囲と基準値		12

1. 全体概要

1-1. はじめに

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)は、平成31年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)(以下「省エネ補助金」という)、および平成31年度電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金(以下「省電力補助金」という)の執行団体です。

本登録要領は、平成31年度省エネ補助金、および平成31年度省電力補助金における設備単位での省エネルギー設備導入事業において、製品のメーカーが、SIIが定める基準値を満たした製品をSIIが提供する申請ツール(以下「補助事業ポータル」という)に登録するために必要な手続きや申請時の注意事項等について、記載しています。

<参考>

本年度実施する2つの補助金における設備単位での省エネルギー設備導入事業の概要

① 省エネ補助金における設備単位での省エネルギー設備導入事業

以下に記載された設備区分に該当し、SIIが定める基準値を満たす省エネルギー性能を有する設備に更新する事業

- (ア) 高効率空調
- (イ) 産業ヒートポンプ
- (ウ) 業務用給湯器
- (エ) 高性能ボイラ
- (オ) 高効率コージェネレーション
- (カ) 低炭素工業炉
- (キ) 冷凍冷蔵設備
- (ク) 産業用モータ

② 省電力補助金における設備単位での省エネルギー設備導入事業

以下に記載された設備区分に該当し、SIIが定める基準値を満たす省電力性能を有する設備に更新することにより、電力使用量を10%以上削減する事業

- (ア) 高効率照明
- (イ) 高効率空調
- (ウ) 産業ヒートポンプ
- (エ) 業務用給湯器
- (オ) 高性能ボイラ
- (カ) 低炭素工業炉
- (キ) 変圧器
- (ク) 冷凍冷蔵設備
- (ケ) 産業用モータ

1. 全体概要

1-2. 型番登録の目的

省エネ補助金、および省電力補助金における型番登録は、補助金の申請者が補助事業ポータルを利用して設備情報を登録する際の手続きの負担軽減と申請内容の正確性の確保を目的としています。メーカーの皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、上記の目的をご理解いただき、対象となる製品型番の登録をお願いいたします。

1-3. 型番登録対象となる設備区分

型番登録の対象となる設備は、SIIが定める基準値を満たす以下の設備区分の製品に限ります。

SIIの定める基準値は、P.12以降の「6. 補助対象設備の範囲と基準値」を参照してください。

※対象設備区分のうち、①高効率照明と⑤変圧器は、省電力補助金のみの登録となります。

- ① 高効率照明
- ② 高効率空調
- ③ 業務用給湯器
- ④ 高性能ボイラ
- ⑤ 変圧器
- ⑥ 冷凍冷蔵設備
- ⑦ 産業用モータ

【注意事項】

平成29年度補正予算 省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業、または平成30年度省エネ補助金において、既に登録手続きを完了しているメーカーは本登録要領に記載している手続きを行う必要はありません。

2. 型番登録の概要

2-1. 型番登録申請者の条件

型番登録を行うことができるメーカーは、以下の要件を満たすメーカーに限ります。

- ① 国内において事業活動を営んでいる法人であること(法人登記している事業者に限る)。
- ② 製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明、及び出荷・販売を行える事業者であること。
- ③ 事業の継続性が認められる者であること。

2-2. 型番登録にかかる期間

型番登録は本年度から通年で受け付け、SIIにて確認を終えたものが、補助事業ポータルへ順次登録されます。

受付開始日	登録完了時期
2019年4月25日(木)	SIIが受け付けた日から約10営業日後

※ 登録完了までの日数は目安です。申請時期や内容により日数が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

【注意事項】

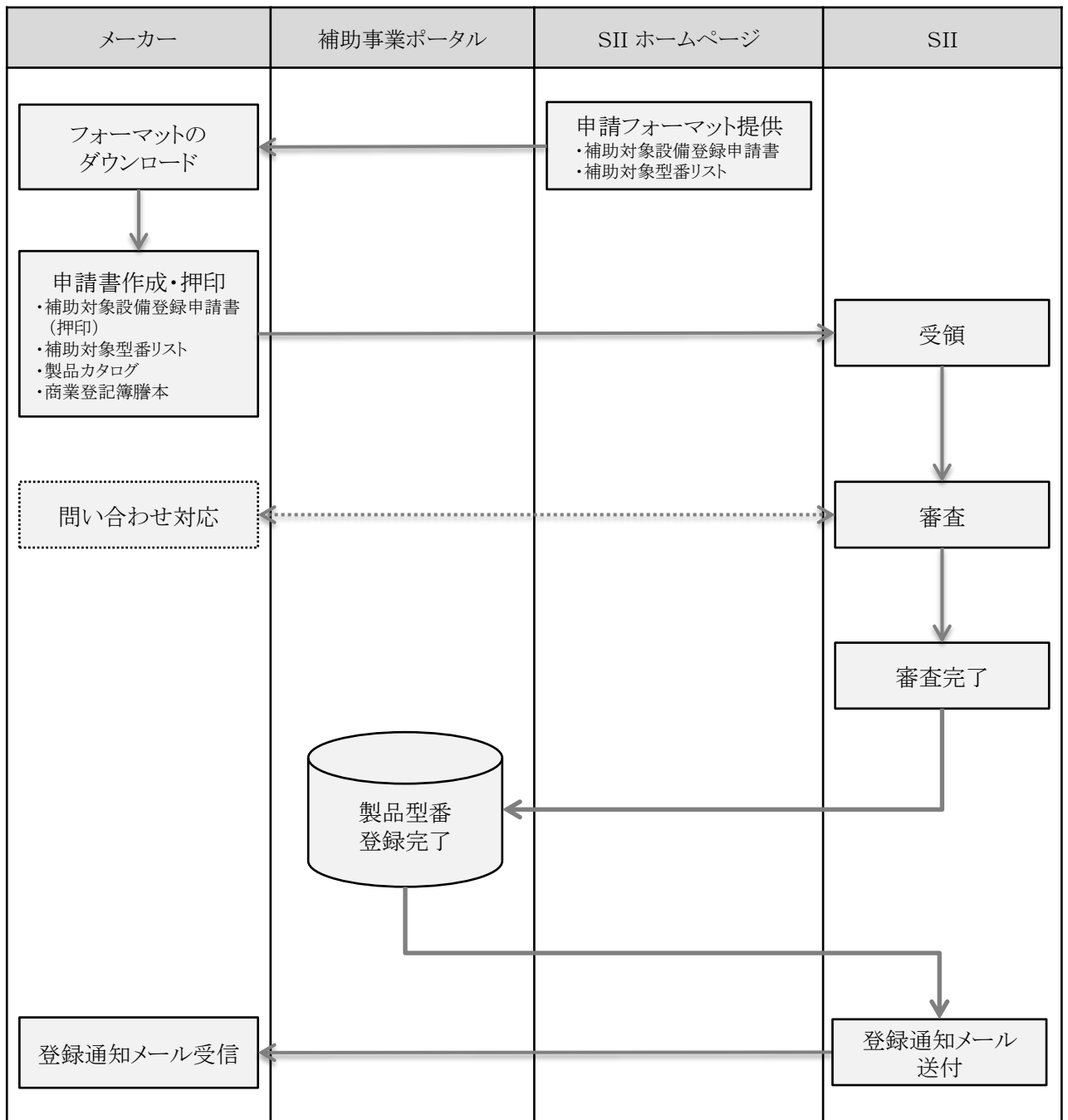
本事業において登録された製品型番については、同一の省エネルギー性能・省電力性能の基準値を設ける他の事業でも活用する場合がありますので、予めご了承ください。

2. 型番登録の概要

2-3. 申請から登録完了までの流れ

- 型番登録を希望するメーカーはSIIのホームページにて登録手続きに必要なフォーマットを入手し、必要事項を入力の上、提出してください。
- SIIは、申請された製品について、基準値を満たしているかを審査します。
- SIIは、基準値を満たしていることを確認できた製品を、本事業の補助事業ポータルに登録します。
- SIIは、登録完了後にメーカーへ登録通知メールを送付します。

(参考) 申請から登録完了までの流れイメージ



3. 申請書類の作成及び提出

【型番登録リスト入力時の注意事項】

- ① 同一の製品・性能を示す型番に加え、色の判別等のための枝型番が含まれる場合は、型番リストに入力する際に、枝型番にあたる文字列を一律「■」(全角黒四角1文字)で置き換えて入力することも可能です。

※ 枝型番にあたる文字列が2文字以上であっても、「■」(1文字)を入力してください。

<枝型番の置き換え例>

- カタログ記載の型番 : XYZ-123 FL

同一の製品・性能を示す型番部分

色の判別等のための枝型番部分

- リストに入力する型番 : XYZ-123 ■

- ② 以下のような間違いやすいケースに注意し、正確に型番を入力してください。

<間違いやすい文字や数字の例>

「1」(数字のイチ) と 「l」(英語小文字のエル) と 「I」(英語大文字のアイ)

「0」(数字のゼロ) と 「O」(英語大文字のオー) と 「o」(英語小文字のオー)

3. 製品カタログ

型番リストに記載した製品の性能値・能力値が確認できるカタログの全ページをPDFデータ化して提出するか、またはカタログの全ページを一括でダウンロード可能なWEBページのURLを提出してください。

4. 商業登記簿謄本

発行から6か月以内の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書)を取得し、PDFデータ化して提出してください。

3. 申請書類の作成及び提出

3-3. 申請書類の提出

申請書類は、以下の内容を踏まえてメールにて提出してください。なお、原本の郵送は不要です。

メール宛先	st-kataban@sii.or.jp ※昨年度とメールアドレスが異なります。
メール件名	【型番登録】申請書類の提出（メーカー名）
添付ファイル	1. 補助対象設備登録申請書(PDFファイル) 2. 補助対象型番リスト(Excelファイル) 3. 製品カタログ(PDFファイル) 4. 商業登記簿謄本(PDFファイル)

※「2. 補助対象型番リスト」の入力内容に不備等がある場合は、製品の登録が遅れたり、登録できないことがありますので、ご注意ください。

※「3. 製品カタログ」のデータ容量が大きい場合(10MB以上)は、ファイル転送サービス等を利用の上、提出してください。

3-4. 問い合わせ先

問い合わせ先	03-5565-3840（平日 10:00～12:00、13:00～17:00） 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部 型番登録担当 宛
--------	--

※ 通話料が発生しますので、ご注意ください。

※ 本事業の型番登録について、上記以外の電話番号にお問い合わせいただいても、一切お答えできません。必ず上記の問い合わせ先にご連絡ください。

4. 製品型番登録に関する注意事項

製品の型番登録を行うメーカーは、以下の点にご注意ください。

登録申請書の提出をもって、以下全ての事項について同意したものとみなします。

1. 対象製品登録の際は、間違いがないよう十分注意し、万一、間違いが見つかった場合は、各社の責任で対応を行うこととする。
2. 登録申請する製品は、原則、申請時に販売していること。
3. 申請された内容に廃番又は変更(製品に係る性能、仕様、担当者情報等)があった場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でない判断した場合は、SIIの指示に従うこと。
4. 対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないように配慮すること。
5. 本事業で定める登録基準は、登録対象を選定するための基準であり、対象とする製品の安全性についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負うこと。
6. SIIは、必要に応じてメーカーへの立入検査ができる。メーカーは、SIIからの検査の求めに応じなければならない。検査の結果に応じ、SIIはそのメーカーの登録製品を対象外とする場合がある。
7. 製品登録を行ったメーカーは、型番登録の申請書類全てについて、本事業の終了後から5年間保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力できること。
8. 対象製品登録を行うメーカーにおいて、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができるものとする。
9. 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査に必要があると認めるときは、当該製品及び関連資料の提出を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
10. 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、製品の登録を取消すとともに、メーカーの名称及びその内容を公表する場合がある。
11. 登録された情報に虚偽・不正が認められた場合は、その事業者の製品を全て登録対象外とする場合がある。
12. 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、SIIはメーカーに対して期限を付して当該補助金相当額を請求できるものとする。
13. 製造元、輸入元等と製品の登録申請を行うメーカーとの間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。
14. 経済産業省が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、対象製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
15. 登録した対象製品は、SIIが他の補助事業を行う際においても利用する場合がある。

5. 補助対象設備登録申請書

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上出力のこと。

2019年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住所
会社名
代表者名

印

平成31年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）
平成31年度電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金
II. 設備単位 補助対象設備登録申請書

平成31年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）」および平成31年度「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金」における補助対象設備登録の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブに提出するに当たって、『平成31年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）平成31年度電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金 II. 設備単位 補助対象設備 型番登録要領』の定めるところに従うことを承知の上申請します。

メーカー情報	会社情報			
	会社名カナ(*)			
	会社名(*)			
	会社法人等番号(*)		代表電話番号(*)	
	連絡先（管理担当）			
	郵便番号(*)			
	住所(*)			
	部署名(*)			
	役職			
	氏名カナ(*)	姓		名
	氏名(*)	姓		名
	電話番号(*)		電話番号（内線）	
	携帯電話番号		メールアドレス(*)	

登録希望設備	Check	登録希望設備	Check
高効率照明		高性能ボイラ	
高効率空調（電気式パッケージエアコン）		変圧器	
高効率空調（ガスヒートポンプエアコン）		冷凍冷蔵設備（冷凍冷蔵庫）	
高効率空調（チリングユニット）		冷凍冷蔵設備（冷凍機内蔵形ショーケース）	
高効率空調（吸収式冷凍機）		冷凍冷蔵設備（コンデンシングユニット）	
高効率空調（ターボ冷凍機）		冷凍冷蔵設備（冷凍冷蔵ユニット）	
業務用給湯器		産業用モータ	

SII用 メーカー管理番号

6. 補助対象設備の範囲と基準値

①高効率照明

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
1-1.LED照明器具	灯具、光源、電源、レンズ、ルーバー、カバー・枠、ガード、取付具、リニューアルプレート、リモコン(コントローラ・調光器・人感センサ含む)
1-2.LEDダウンライト	
1-3.LED高天井用器具	
1-4.LED投光器	
1-5.LED防犯灯	

<備考>

工事を伴わない管球のみの交換は対象外とする。専用型非常用照明器具・誘導灯(階段通路誘導灯は除く)は対象外とする。

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値(基準値1・2両方を満たすこと)			
		基準値1(以下のA・Bいずれかを満たすこと)		基準値2 演色性	
		(基準A)固有エネルギー消費効率	(基準B)固有エネルギー消費効率と付属機能		
1-1.LED照明器具 (下記1-2、1-3、1-4、1-5を除く)	昼光色・昼白色・白色	144lm/W以上	120lm/W以上	省エネルギー効果の高い機能 (※1)があること	Ra80以上
	温白色・電球色	102lm/W以上	85lm/W以上		Ra80以上
1-2.LEDダウンライト (埋込穴300mm以下) ※「ダウンライト」とは、JIS Z 8113: 1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。	昼光色・昼白色・白色	114lm/W以上	95lm/W以上		Ra70以上
	温白色・電球色	96lm/W以上	80lm/W以上		Ra70以上
1-3.LED高天井用器具 (定格光束11,000lm以上) ※「高天井用器具」とは、JIS Z 8113: 1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。	昼光色・昼白色・白色	156lm/W以上	130lm/W以上		Ra70以上
	温白色・電球色	102lm/W以上	85lm/W以上		Ra70以上
1-4.LED投光器	昼光色・昼白色・白色	105lm/W以上		Ra70以上	
	温白色・電球色	90lm/W以上		Ra70以上	
1-5. LED防犯灯	昼光色・昼白色・白色 温白色・電球色	80lm/W以上		Ra70以上	

※1. 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能

<備考>

- LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
- 性能区分に示す「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「高効率照明」に含まない。
- 無電極照明器具は、上記基準のいずれかを満たす場合は補助対象とする。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

(つづき)

■その他の注意事項

- 光源色を複数もつLEDは、最大消費電力を示す光源色に対する基準を満たすこと。
- 11,000 lm未満のLED高天井用器具は、「LED照明器具」の基準を満たすこと。
LED照明器具、LEDダウンライト、LED投光器、LED防犯灯については、lmによらず各々の種別の基準を満たすこと。
- 直管形LEDランプも、「LED照明器具」の基準を満たしていれば補助対象とする。
※既存の照明器具にG13直管LEDランプを使用する場合は、照明器具とLEDランプの組み合わせを間違えると火災等の問題が生じる可能性があるため、組み合わせには十分注意すること。また、バイパス工事等を行い、安全上の措置を行うこと。

②高効率空調

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
2-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	室外機、室内機、リモコン(集中リモコン含む)、パネル、分岐管、アクティブフィルタ、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、防振架台、架台、高性能フィルタ、防雪フード、凍結防止ヒーター、ドレンアップキット
2-2.ガスヒートポンプエアコン	室外機、室内機、リモコン、パネル、分岐管、水熱交換ユニット(チラー)、冷温水ポンプ(チラー)、全熱交換器、防振架台、架台、高性能フィルタ、防雪フード、凍結防止ヒーター、ドレンアップキット、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク、払出ポンプ、ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)
2-3.チリングユニット	チリングユニット本体(水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン(延長コード等含む)等を含む)、防振架台、架台、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む)
2-4.吸収式冷凍機	吸収式冷凍機本体、リモコン、防振架台、架台、全熱交換器、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク、払出ポンプ、ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む)
2-5.ターボ冷凍機	ターボ冷凍機本体、リモコン、防振架台、架台、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む) 【固定速機】電動機盤 【インバータ機】高圧インバータ盤、低圧インバータ盤、低圧インバータ用トランス盤

<備考>

冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

※ 基準値については次ページを参照。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

▶ 対象設備の基準値(1/3)

種別	性能区分		基準値	
			APF	
2-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	店舗用 (複数組み合わせ形のもの及び下記以外のもの)	4方向カセット形	3.6kW未満	6.0 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	$6.0-0.083 \times (A-3.6)$ 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$6.0-0.12 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	$5.1-0.060 \times (A-20)$ 以上
		4方向カセット形 以外	3.6kW未満	5.1 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	$5.1-0.083 \times (A-3.6)$ 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$5.1-0.10 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	$4.3-0.050 \times (A-20)$ 以上
	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの) ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。	10.0kW未満	5.7 以上	
		10.0kW以上 20.0kW未満	$5.7-0.11 \times (A-10)$ 以上	
		20.0kW以上 40.0kW未満	$5.7-0.065 \times (A-20)$ 以上	
		40.0kW以上 50.4kW以下	$4.8-0.040 \times (A-40)$ 以上	
	設備用 (室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの) ※「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。	直吹き形	20kW未満	4.9 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	4.9 以上
ダクト形		20kW未満	4.7 以上	
		20.0kW以上 28.0kW以下	4.7 以上	

<備考>

1. 基準値の計算式にある「A」は冷房能力(単位 キロワット)を表す。
 2. 寒冷地仕様については、性能区分毎の基準エネルギー消費効率に係数(店舗用: 0.8、ビル用: 0.7、設備用: 0.7)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。
 3. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
 4. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
- その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。

■その他注意事項

- APF2006が基準値を満たしていること。
- 室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
- 水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準を満たすこと。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

▶ 対象設備の基準値(2/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
		APFp
2-2.ガスヒートポンプエアコン	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	1.07 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.22 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.37 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.59 以上
	冷房能力が56kW以上	1.70 以上

<備考>

1. 期間成績係数(APFp)については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
2. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
3. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。

■その他の注意事項

- APFp2015の製品カタログ記載値が基準を満たすこと。
- GHPチャラーとして導入する場合も、基準を満たしていれば対象とする。

種別	性能区分	基準値
2-3.チリングユニット	空冷式 ※1	3.0 以上 ※1
	水冷式 ※2	3.3 以上 ※2

<備考>

- ※1 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。
- ※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

種別	性能区分	基準値
2-4.吸収式冷凍機	吸収冷凍機	1.2以上 ※1
	吸収冷温水機	1.1以上 ※2
	廃熱投入型吸収式冷凍機(ジェネリンク)	1.2以上 ※3
	廃熱投入型吸収式冷温水機(ジェネリンク)	1.1以上 ※4

<備考>

- ※1 空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格消費熱電効率(JIS B8622 に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.2以上のものに限る。
- ※2 空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。
- ※3 冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するものうち、定格消費熱電効率が1.2以上のものに限る。
- ※4 冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

対象設備の基準値(3/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
2-5.ターボ冷凍機	-	5.0以上 ※

<備考>

※ 空調用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る。

■その他の注意事項

- ・ 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
- ・ 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

③業務用給湯器

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
3-1.業務用ヒートポンプ給湯器	ヒートポンプユニット、リモコン、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)、搬送・循環ポンプ、高調波対策盤(高効率コンバータ盤)、センサ配線セット、入水管セット(タンクとの接続)、設置台、再加熱ヒートポンプ
3-2.潜熱回収型給湯器(ガス・石油)	給湯器本体、リモコン(連結配管含む)、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)、配管キット、減圧弁・加圧逃し弁、排気カバー(吸排気部材含む)、配管カバー、設置台・部材(壁掛け用部材含む)、排気筒、循環ポンプ、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク・払出ポンプ・ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)、再加熱ヒートポンプ

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
3-1.業務用ヒートポンプ給湯器 ※1	-	3.0以上 ※1
3-2.潜熱回収型給湯器(ガス・石油) ※2	-	94%以上 ※2

<備考>

※1 高効率ヒートポンプ式給湯機(業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る。)

※2 燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気を持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率(定格)が94%以上(高位発熱量基準)であること。

※ ハイブリッド給湯器(ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの)については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

④高性能ボイラ

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
4-1.蒸気ボイラ	ボイラ本体（給水ポンプ、送風機、制御盤、主蒸気弁、安全弁、給水弁、燃料弁、ブロー弁、節炭器、空気予熱器を含む）、給水・給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）、LPG・LNGバルク設備（貯槽タンク・払出ポンプ・ベーパーライザー）、液体燃料設備（貯槽、ポンプ含む）、排気筒、循環ポンプ、水処理装置（薬注装置・軟水装置等）、台数制御装置、ドレン回収装置、給水加温ヒートポンプ
4-2.温水ボイラ	ボイラ本体（循環ポンプ、送風機、制御盤、給水弁、燃料弁、熱交換器、真空ポンプを含む）、給水・給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）、LPG・LNGバルク設備（貯槽タンク・払出ポンプ・ベーパーライザー）、液体燃料設備（貯槽、ポンプ含む）、排気筒、循環ポンプ、水処理装置（薬注装置・軟水装置等）、台数制御装置、給水加温ヒートポンプ

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
		ボイラ効率
4-1.蒸気ボイラ ※1	-	95%以上 ※1
4-2.温水ボイラ ※2	-	95%以上 ※2

<備考>

※1 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ — 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

※2 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ — 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。又は、JIS B 8417真空式温水発生機とJIS B 8418無圧式温水発生機における熱効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出された熱効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

⑤変圧器

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
5-1.油入変圧器	変圧器本体
5-2.モールド変圧器	

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分			基準値
				エネルギー消費効率
5-1.油入変圧器 ※絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	$11.2 \times S^{0.732}$ 以下
		60Hz	500kVA以下	$11.1 \times S^{0.725}$ 以下
	三相	50Hz	500kVA以下	$16.6 \times S^{0.696}$ 以下
			500kVA超	$11.1 \times S^{0.809}$ 以下
		60Hz	500kVA以下	$17.3 \times S^{0.678}$ 以下
			500kVA超	$11.7 \times S^{0.790}$ 以下
5-2.モールド変圧器 ※樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	$16.9 \times S^{0.674}$ 以下
		60Hz	500kVA以下	$15.2 \times S^{0.691}$ 以下
	三相	50Hz	500kVA以下	$23.9 \times S^{0.659}$ 以下
			500kVA超	$22.7 \times S^{0.718}$ 以下
		60Hz	500kVA以下	$22.3 \times S^{0.674}$ 以下
			500kVA超	$19.4 \times S^{0.737}$ 以下

<備考>

- 定格一次電圧が600Vを超え、7,000V以下のものであって、かつ、交流の回路を使用する変圧器。ただし、以下のものを除く。
①絶縁材料としてガスを使用するもの、②H種絶縁材料を使用するもの、③スコット結線変圧器、④3以上の巻線を有するもの、⑤柱上変圧器、⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの、⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2,000kVAを超えるもの、⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの、⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの、⑩風冷式又は水冷式のもの。
- エネルギー消費効率については、JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する測定方法により測定した無負荷損(W)及び負荷損(W)から得られる全損失(W)とする。
- JIS C 4304 及びJIS C 4306 に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、表内の区分ごとに油入変圧器は1.10を、モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乗じた値を目標基準値とする。
- エネルギー消費効率の計算式にある「S」は定格容量(単位 キロボルトアンペア)を表す。

その他、詳細はトップランナー制度「変圧器 目標年度が2014年度以降の各年度のもの」に準ずる。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

⑥冷凍冷蔵設備

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
6-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫・冷凍冷蔵庫本体
6-2.電気冷凍庫	冷凍庫本体
6-3.冷凍機内蔵形ショーケース	ショーケース本体
6-4.コンデンシングユニット	コンデンシングユニット本体(圧縮ユニット、リモートコンデンサ含む)、 冷凍機別置型ショーケース、クーリングコイル(ユニットクーラ)
6-5.冷凍冷蔵ユニット	クーリングユニット本体(庫外ユニット、庫内ユニット、コントローラ含む)

<備考>

1. 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。
2. コンデンシングユニット本体の更新を伴わない、冷凍機別置型ショーケースもしくは付帯設備のみの更新は補助対象外とする。

➤ 対象設備の基準値(1/3)

種別	性能区分		基準値	
			2016年省エネ基準達成率	
6-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型 ※1	インバータ制御 電動機有	100%以上
			インバータ制御 電動機無	100%以上
	横型 ※2		100%以上	
	冷凍冷蔵庫	縦型	100%以上	
		横型	100%以上	
6-2.電気冷凍庫	縦型		100%以上	
	横型		100%以上	
	チェストフリーザー ※3		100%以上	
	冷凍ストッカー ※4		100%以上	

<備考>

- ※1 「縦型」とは、JIS B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位 ミリメートル)が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のをいう。
- ※2 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000 ミリメートル以下の機器であって前開き形のをいう。
- ※3 「チェストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。
- ※4 「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。

その他、詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷蔵庫】」、「電気冷凍庫 目標年度 が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

⑥冷凍冷蔵設備

➤ 対象設備の基準値(2/3)

種別	性能区分					基準値	
	外気の遮断	形状	温度帯		冷却方式	扉の形態	2020年省エネ基準達成率
6-3.冷凍機内蔵形ショーケース	クローズドタイプ	箱形	冷蔵	冷気強制循環形	スイング※3 スライド※4	100%以上	
		四面・五面ガラス式				100%以上	
		リーチイン (冷凍機が下置きのもの)				スイング※3	100%以上
						スライド※4	100%以上
		ガラストップ式	冷凍			スイング※3	100%以上
						冷気自然対流形 冷気強制循環形	スライド※4
	オープンタイプ	多段形 (天井吹出形) (薄形)※1	冷蔵	中温	冷気強制循環形	/	100%以上
				高温			100%以上
				低温			100%以上
				中温			100%以上
平形 (片面)※2		冷凍	低温	100%以上			
			中温	100%以上			

<備考>

※1「薄形」とは、JIS B8631—1(2011)に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)が800ミリメートル未満のものをいう。

※2「片面」とは、JIS B8631—1(2011)に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。

※3「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回転させて開閉する扉の形態をいう。

※4「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

その他、詳細はトップランナー制度「ショーケース(目標年度が2020年度以降の各年度のものを)」に準ずる。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

⑥冷凍冷蔵設備

➤ 対象設備の基準値(3/3)

種別	性能区分	基準値
	蒸発温度/庫内温度 ※2	成績係数 ※3
6-4.コンデンシングユニット ※1	蒸発温度 -10℃	1.33以上
	蒸発温度 -40℃	0.57以上
6-5.冷凍冷蔵ユニット ※1	庫内温度 5℃	1.23以上
	庫内温度 0℃	1.17以上
	庫内温度 -20℃	0.62以上
	庫内温度 -25℃	0.60以上

<備考>

※1 JIS B 8623:2002における試験方法で規定もしくは測定された、容積形圧縮機と水冷式又は空冷式(リモート式を含む)凝縮器並びに受液器などの附属機器からなるコンデンシングユニット及び、コンデンシングユニットの派生製品である冷凍冷蔵ユニットで、インバーター方式又は、5段階以上の容量制御が可能であること。

※2 複数の性能区分に対応する設備の場合は、基準値を満たすいずれかの区分での申請であること。

※3 各蒸発温度(吸い込み圧力に対する飽和温度)又は庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出した数値。

6. 補助対象設備の範囲と基準値

⑦産業用モータ

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
7-1.産業用モータ (産業用モータ単体・ ポンプ・圧縮機・送風機)	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機本体、高調波対策盤、 インバータ制御盤

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値			
		2極	4極	6極	
7-1.産業用モータ (産業用モータ単体・ ポンプ・圧縮機・送風機)	60Hz	0.75kW	77.0%	85.5%	82.5%
		1.1kW	84.0%	86.5%	87.5%
		1.5kW	85.5%	86.5%	88.5%
		2.2kW	86.5%	89.5%	89.5%
		3.7kW	88.5%	89.5%	89.5%
		5.5kW	89.5%	91.7%	91.0%
		7.5kW	90.2%	91.7%	91.0%
		11kW	91.0%	92.4%	91.7%
		15kW	91.0%	93.0%	91.7%
		18.5kW	91.7%	93.6%	93.0%
		22kW	91.7%	93.6%	93.0%
		30kW	92.4%	94.1%	94.1%
		37kW	93.0%	94.5%	94.1%
		45kW	93.6%	95.0%	94.5%
		55kW	93.6%	95.4%	94.5%
		75kW	94.1%	95.4%	95.0%
		90kW	95.0%	95.4%	95.0%
		110kW	95.0%	95.8%	95.8%
	150kW	95.4%	96.2%	95.8%	
	185～375kW	95.8%	96.2%	95.8%	
	50Hz	0.75kW	80.7%	82.5%	78.9%
		1.1kW	82.7%	84.1%	81.0%
		1.5kW	84.2%	85.3%	82.5%
		2.2kW	85.9%	86.7%	84.3%
		3kW	87.1%	87.7%	85.6%
		3.7kW	87.8%	88.4%	86.5%
		4kW	88.1%	88.6%	86.8%
		5.5kW	89.2%	89.6%	88.0%
		7.5kW	90.1%	90.4%	89.1%
		11kW	91.2%	91.4%	90.3%
		15kW	91.9%	92.1%	91.2%
		18.5kW	92.4%	92.6%	91.7%
		22kW	92.7%	93.0%	92.2%
		30kW	93.3%	93.6%	92.9%
		37kW	93.7%	93.9%	93.3%
		45kW	94.0%	94.2%	93.7%
55kW		94.3%	94.6%	94.1%	
75kW		94.7%	95.0%	94.6%	
90kW	95.0%	95.2%	94.9%		
110kW	95.2%	95.4%	95.1%		
132kW	95.4%	95.6%	95.4%		
160kW	95.6%	95.8%	95.6%		
200～375kW	95.8%	96.0%	95.8%		

<備考>

1. 基準値は、JIS C 4034-2-1に規定する方法により測定した数値を用い、出力(入力ー全損失)を入力(W)で除した数値(%)とする。
2. IECが定めたIE4(スーパープレミアム効率グレード)相当のモータは、基準を満たしている場合は対象とする。
3. 3定格(6定格)を含む場合の200V/60Hz(400V/60Hz)については、トップランナー基準を満たしていれば、IE3相当とみなし、補助対象とする。

その他、詳細はトップランナー制度「産業用モータ 目標年度が2015年度以降の各年度のもの」に準ずる。



型番登録に関するお問い合わせ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

平成31年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)
Ⅱ.設備単位

平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金
Ⅱ.設備単位

型番登録に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3840

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

ホームページ:<https://sii.or.jp/>